

第54号 2013年2月15日

# 税制懇ニュース

## 発行所

全国税制懇話会

〒169 東京都新宿区百人町 1-16-18

-0073 センチュリービル 2F

東京税財政研究センター内

☎03(3360)3871 FAX 03(3360)3870

## 税制懇 2013年 春季全国研究集会・第25回総会

4月14日(日)～15日(月)

# 浜名湖館山寺温泉「時わすれ開華亭」で お待ちしています

メイン講演は南山大学 柳原秀訓教授

## 「自治体ポピュリズムを問う」

全国税制懇話会の「2013年春季全国研究集会」(兼第25回総会)は、東海ブロックの骨折りで館山寺温泉「時わすれ開華亭」で開催します。

メイン講演は、南山大学法学部・柳原秀訓(ひでのり)教授による「自治体のポピュリズムを問う」です。橋下大阪市長らが率いる日本維新の会、河村名古屋市長の減税日本などに対して、どのように話されるのか期待が膨らみます(柳原教授のご紹介は2面に)。

「開華亭」は税制懇で過去に利用したこともあり、温泉も評判の宿です。多数の参加をお待ちしています。

### 【開催概容】

日 時 4月14日(日) 12時受付・13時開会

4月15日(月) 12時終了

場 所 静岡県浜松市西区館山寺町412

「時わすれ開華亭」 電話 0120-03-0208

会 費 全日程参加(宿泊・懇親会込) 19,000円

宿泊なし・懇親会参加 14,500円

ルーム・チャージ

(1人部屋、2人部屋) 5,000円加算

### \*主な開催スケジュール

1日目 13:00 25年税制改正について

14:10 調査手続の諸問題

15:00 メイン講演「ポピュリズムを問う」(南山大学柳原秀訓教授)

18:00 夕食・懇親会

2日目 09:00 新調査手続・現場からの報告

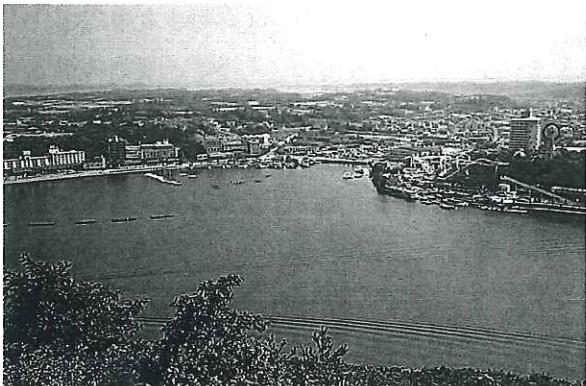
10:10 増税消費税法と実務

11:20 第25回総会

12:00 全日程終了

### 【会場へのアクセス】

新幹線等の場合は「JR 浜松駅」下車。同駅バスタークナルの①番乗り場、遠州鉄道バス「館山寺温泉行き」に乗車、「浜名湖パルパル」にて下車、徒歩1分程度で「開華亭」です。



浜名湖館山寺温泉 =楽天トラベル(株)提供=

# 広島での全国理事会、秋季研究集会

## のご報告……… 2012年10月13、14、15日

### 青木・小田川体制のデビュー

税制懇 2012年秋季研究集会は、10月14日～15日、「KKR 広島」で開催されました。この集会が、同年4月、奈良の総会で新たに選出された青木輝光理事長、小田川豊作事務局長のデビューの場となりました。

### 中国ブロックの皆さんの ご尽力に感謝

広島研究集会で印象に残るのは、盛り上がった交流集会です。地元の皆さんのが尽力により、超おいしい地酒をたっぷりふるまつていただき、これが潤滑油となり、本当にうちとけた交流会にな



りました。石原筆頭理事はじめ中国ブロックの皆さんのが尽力に、この紙面にてあらためて感謝申し上げる次第です。

### 山本先生健在ぶりアピール

研究集会では、税制懇専属の山本守之先生（日本税務会計学会顧問）が「判決・裁決から見た法解釈基準、消費税の今後」と題する講演を行い、健在ぶりをアピールしました。

このほか、「税務現場からの報告」（全国税役員）、「カナダ税制視察報告」（東京・浅井優子会員）、会員の実践報告として、「新通則法の試行税務調査」（近畿・堂本会員）、「徴収行政の在り方について」（東京・角谷啓一会員）、「更正を予知しない修正申告」（東京・本川國雄会員、石塚幹雄会員、岡田俊明会員）、「事業所得か給与所得か」（東京・岡田俊明会員、本川國雄会員）など、有益な報告・成果発表等が行われました。

（3面中段へ続く）

※ 東京の実践報告「更正を予知しない修正申告」をさっそく実際の調査に活用し、納税者の利益を守った実例が税制懇事務局に届きました（4面に掲載）。

#### メイン講師のご紹介

**氏名** 柳原 秀訓（さかきばら ひでのり）  
**所属** 南山大学法学部法律学科・法科大学院教授  
**専攻** 行政法

#### <主要著書・論文等>

「住民参加のシステム改革」（共著、日本評論社、2003年）、「イギリスの市場化テストと日本の行政」（共著、自治体研究社、2006年）、「アクチュアル行政法」（共著、法律文化社、2010年）。

直近の著書として、「自治体ポピュリズムを問う－大阪維新改革・河村流減税の投げかけるもの」（編著、自治体研究社、2012年）があります。

～ことしの実践・海外研修旅行～

# タイ 六日間

**6月4～9日 日本企業等の実情視察と観光**

今年の税制懇の実践・海外研修旅行は、日本企業の進出著しい「タイ」です。2013年6月4日（火）から9日（日）までの6日間の旅程です。

メインは、タイに進出している日本企業の実情を視察し、同国の税制・税務行政を見聞することですが、バンコク、チェンマイ又はパタヤ等の観光もしっかり行います。詳細な内容及び申込書は、同封のチラシをご覧下ください。15名の定員に充足次第締め切りとなりますので、お早めにお申し込みください。

## 広島での全国理事会に31名

広島研究集会に先立って10月13日現地で開催した全国理事会には、31名が参加しました。ここでは、「東京税財政研究センターでは『差押え』を出版、『労働組合と税金』の改訂版を予定している。今の税務行政は、そうしたことを必要とする情勢」（東京・永沢）、「近畿では研究所への結集が主流で、税制懇は少ない。しかし、交流の場は大切。H・Pも充実させてほしい」（近畿・志方）、「女性税理士の支援ということも視野に入れてほしい」（東京・浅井）など活発な議論が行な



守之先生健在

われました。

こうした議論を受けて、ニュースの改善、H・P更新の頻度アップと内容の改善、交流会の在り方の検討、当面の研究集会、海外視察の具体化、「差押え」の販売促進等について、常任理事会を中心に取り組んでいきます。

### 「差押え」普及へのおれとお願い

「差押え」の普及に際し、全国の税制懇筆頭理事はじめ会員の皆さんにご無理をお願いし、多大なご協力をいただき、感謝申し上げます。

お陰様にて初版の3千冊は完売の運びとなり、1月に2千冊を増冊し、いま、さらなる普及に努めているところです。滞納事例を見聞きすればするほど、この本の必要性を感じています。引き続き「差押え」普及へのご協力お願い致します。

副理事長 福田悦雄（東京ブロック）

### 税制懇：現在の会員数

### 会員を増やしましょう

本年1月24日現在の会員数は次のとおりです。もう一回り、会員を増やしましょう。

北海道	21名	東 北	15名
関 信	31名	東 京	78名
東 海	16名	近 畿	43名
北 陸	9名	中 国	9名
四 国	6名	九 州	6名
沖 縄	5名	合計	239名

# やっぱり違う、税制懇の研修会

## 実践で活用し、しっかり成果

3面に昨秋の広島集会の概要を掲載したとおり、東京ブロックの実践報告（更正を予知しない修正申告）が、さっそく実際の調査の中で活かされ、「成果」をあげたという嬉しい便りが税制懇事務局に届きました。以下、近畿ブロックの堂本会員からの報告です。

### 調査の着手時期と加算税の賦課決定

近畿ブロック 堂本道信

2012年11月、顧問先A医療法人に反面調査があった。12月15日事前通知があった。

事前通知の内容は、「Aの実地調査をしたい。再調査もしたい。調査日程は、2013年1月〇日ですので、日程を確認して返事を下さい。この電話は、法人にも伝えますが、返事は税理士を通じてください。日程が確定したら、国税通則法に記載のある調査手続について申し上げます」というものであった。

当方としては、法人と日程を確認したうえで変更を申し出て、10日間ほど調査日程を日延べした。

そこで、年明け早々、調査対応のため代表者に事前確認を行なった。こんどの事例は、反面調査があつてから急遽調査対象に選定されたようなので、代表者に対して、「何か私（税理士）に話していない内容、又は、隠しごと、決算に際して開示していない情報はありますか。税務署は再調査をすると言っていることから、きっと、反面調査に連動していますよ。私の経験だと、想定ですけど、設備投資に絡んでリベートが払われている。申告に雑収入が計上されていませんが、実際、もらっていますか」と質した。

「もらっています」との返事があったので、「わかりました。税務署の出方を見ましょう」と、話がまとまりかけた後、何気なく「ところで、調査日の初日、都合が悪かったのは何故ですか」と質したところ、「先生に報告してなかったけれど、二年前から往診に行ってる所への往診日なんです」との返事。

わたし 「エッ、それは売り上げに計上されていますか」

代表者 「してへん、ネットバンクで入金してもらてる」

わたし 「ネットバンクの取引は税務当局が監視していますよ」

こんな会話が交わされ、修正申告をすすめた。



近畿ブロック 堂本会員

そこで、「事前通知があつてから修正申告を行なったとしても、それは調査を予知した修正ではないので、加算税が賦課されない『自主的修正』扱いとなる」（後部の〔注〕参照）という税制懇広島研究集会（2012年秋）での実践報告（東京ブロック本川、石塚、岡田会員）を思い出した。

調査着手後、自主修正の話をした。担当官は、すかさず、「事前通知後の修正は調査を予期した修正だから、加算税がかかります」と、想定内の返事がきた。そこで、「よく勉強してね、確か平成12年の事務連絡で事前通知後の修正申告の解釈について、注書き表示で該当しないと書いてあるよ。見といでね」で一件落着。

再調査については、予想が当たった。調査官はリベートが支払われている、と言うが、本人がリベートをもらっていないと主張して、現在も調査中である。

〔注〕平成12年7月3日付、国税庁長官通達「法人税の過少申告加算税及び無申告加算税の取扱いについて」参照

### 〈お詫びと訂正〉

前号の役員紹介で紹介もれがありました。

「副理事長 本川國雄」です。

お詫びして、訂正いたします。